

# 令和6年度 群馬県立ふれあいスポーツプラザ アーチェリー場利用認定会 要項

1. 目的 判定内容に基づき、安全にアーチェリー場を利用できることを確認するために月1回開催します。
2. 対象 (1) アーチェリー場利用認定証保持者  
(2) アーチェリー競技経験者で認定証未保持者（認定切れ含む）  
・10m認定でのみ申し込み可能。但し、下記の条件を満たす場合30m以下の距離で申し込み可能とします  
【条件】・30m以上の種目で260点以上の大会等の記録添付（過去6ヶ月以内）
3. 日程 月1回 日曜日 13時30分～  
4月7日・5月5日・6月2日・7月7日・8月4日・10月13日  
11月3日・12月1日・1月19日・2月2日・3月2日 全11回  
※天候（雷等）で実施できなかった場合は中止または延期します。  
※9月は当館主催アーチェリー大会開催を予定しているため、認定会は実施しません。
4. 定員 20名程度
5. 申込期間 認定会前日の17時までに総合受付に提出してください。  
※直近の認定会の申込のみを受け付けます。  
※開催要項・申込書は、プラザホームページよりダウンロードできます。
6. 申込方法 別紙申込書により、プラザ宛に持参・郵送またはFAXのいずれかでお申し込みください。  
(1) 持参する場合：開館日の利用時間内（10時～12時、13時～17時）  
(2) 郵送の場合：認定会前日必着（締切日を過ぎて届いた場合は無効です）  
(3) FAXの場合：FAX送信後、開館日に電話にて必ず受取の確認をしてください。
7. 参加費 無料 ※但し、高齢者及び一般利用者は別途施設利用料がかかります。
8. 認定内容 (1) ①基本（服装等）／②弓具の組立・取扱／③マナー／④基準得点の4項目による総合判定となります。得点は下記表の基準得点を超えなければなりません。  
(2) 認定会手順は以下のとおりです。  
①弓具一斉組立／②練習：4分1回／③行射：4分6射・計36射／④事務連絡・終了となります。※認定証は後日、総合受付での受け渡しとなります。  
(3) 基準得点①を下回った場合、受けた距離は不合格ですが、基準得点②を上回っていれば、受けた距離の1つ下の認定を発行できることとします。但し、基準得点以外の判定項目が合格の場合に限ります。  
(4) ①リカーブの50m認定合格者は、認定会后70mの実射確認を行います。  
②コンパウンドは50m認定まで取得可能とし、最長利用距離は50mまでとします。  
③ベアボウは18m認定まで取得可能とし、最長利用距離は指導員付きで30mまでとします。  
(5) 認定会で使用する的紙は、下記の表のとおりとします。

使用する的紙	10m認定	18m認定	30m認定	50m認定	70m認定
リカーブ	80cm的	80cm的	80cm的	80cm的	122cm的
コンパウンド	40cm的(5リング)2枚 3射ずつ打ち分け		40cm的 (5リング)	80cm的	
ベアボウ	80cm的	80cm的			

※使用する的紙は変更する場合があります。

(裏面へ)

## 9. 利用できる距離・基準得点

認定表	5m認定	10m認定	18m認定	30m認定	50m認定	70m認定
認定距離 1人で利用できる距離	5m	10m	18m	30m	50m	70m
指導員の許可のもと 利用できる距離	10m	18m	30m	50m	70m	
基準得点①		260点	260点	260点	CP:260点 RC:240点	260点
基準得点②		240点	240点	240点	CP:240点 RC:220点	240点

10. 大会申請 申込書の大会申請欄にチェック及び必要事項を記入し、必要書類添付のうえ総合受付に提出してください。なお、下記（１）及び（２）の条件を満たす者のみ大会申請できることとします。

- （１）対象者：①アーチェリー場利用認定証保持者  
②アーチェリー場利用認定証の有効期限切れの方  
（２）申請条件：大会等の記録及び開催要項添付（過去６ヶ月以内）  
※記録は各基準得点①を超えるもののみ有効とします。  
※インドア大会記録は不可とします。

11. 安全確保 アーチェリー場の利用において、安全及び円滑な運営を損なう行為を禁止します。安全を損なう行為をされた方は、認定証を没収し、以降のアーチェリー場の利用を禁止させていただきます。

12. 認定証 （１）認定証は、本人のみ有効とします。他人に貸した場合・譲渡した場合は認定会によって得られた権利の全てを無効とします。  
（２）有効期限は、認定日より１年間とします。但し、的外し等が頻繁に生じた場合は有効期間中でも再度認定会等を受けて頂く場合があります。  
（３）認定証の有効期限が切れた場合、再度認定会を受けて認定証を受け取るまでアーチェリー場の利用はできません。なお、入院等を理由に認定会が受けられない場合はご相談ください。  
（４）リカーブ・コンパウンド・ベアボウの各々に認定証が必要になります。また、認定証が無い弓具の使用はできません。  
（５）更新者の認定証については合格内容に応じて即日発行、新規参加者及び大会申請者については１週間程度時間がかかります。

13. その他 （１）同一認定日に異なる距離及び複数の弓具の認定を受けることはできません。  
（２）参加申し込みをした距離について同一距離を２回以上連続で基準得点②に満たなかった場合、３か月間はその距離未滿での認定会参加となります。ただし、期間内に練習で３日間３回以上基準得点①以上の得点を職員確認のもとで取れた場合３回分のスコア表を申込書に添付していただければ申込可とします。  
（３）アーチェリー場利用の際は、認定証と安全講習会受講修了証を総合受付に提示し、利用手続きの後アーチェリー場の指導員に提出してください。  
（４）認定会及び利用は、プラザスポーツ指導員の指示に従って行っていただきます。指示に従えない場合は、認定会の参加及び利用はできません。  
（５）主催者は、個人情報保護に関する法令を遵守し、主催者が定める「個人情報取扱規程」に基づき取り扱い、プラザの事業運営に必要な目的以外には使用しません。

14. 申込  
問合先 群馬県立ふれあいスポーツプラザ 〒379-2214 伊勢崎市下触町238-3  
TEL:0270-62-9000 FAX:0270-62-8867  
※開館日の9時～17時にお願いします。HP:<https://www.gunma-fsp.org>